

○環境省告示第八十二号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年 通商産業省 府令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月 環境省告示第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるものように改める。

○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第三百三十六号）（抄）

改正後

改正前

一～三 (略)

一～三 (略)

別表第一

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位：リットルにつきミリグラム)		備考
		(1)	(2)	
二	畜産農業	八	三六	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄の(1)の値は、四〇とする。
		八	九	
四	非金属鉱業	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)の値は、二とする。
		一	一・五	
七	畜産食品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	五・五	九	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)の値は、一・五とする。
		五・五	四	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	四	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)の値は、三とする。
		一・五	二・五	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位：リットルにつきミリグラム)		備考
		(1)	(2)	
二	畜産農業	八	三六	総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)の値は、四〇とする。
		八	九	
四	非金属鉱業	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)の値は、二とする。
		一	一・五	
七	畜産食品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	五・五	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)の値は、一・五とする。
		五・五	五・五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	六	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては、第三欄(1)の値は、三とする。
		一・五	三	

環境大臣 山本 公一

(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三
	四・五	四		三・五	四		七		六	六		四・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一
	二・五	二・五		二	二・五		一・五		三	三		三・五
大阪湾及びこれに流入する排出水は、六とす。		大阪湾及びこれに流入する排出水は、七・五とす。		大阪湾及びこれに流入する排出水は、四・五とす。		大阪湾及びこれに流入する排出水は、八とす。		大阪湾及びこれに流入する排出水は、六・五とす。		大阪湾及びこれに流入する排出水は、七・五とす。		

(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三
	六	七・五		四・五	四・五		八		六・五	七・五		七・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一
	二・五	二・五		二	三		一・五		三	三		三・五

(略)	四七	配合飼料製造業	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
	四六	インスタントコーヒ製造業	二・五	三・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、三とする。
	(略)	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二・五とする。
	(略)	三九	冷凍調理食品製造業	四	八	一	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、八・五とする。
	(略)	三八	あん類製造業	三・五	八	一	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、九とする。
	(略)	三四	穀類でんぷん製造業	三	五・五	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、六・五とする。
(略)	二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	三	六	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、三とする。	
(略)	二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、四・五とする。	

(略)	四七	配合飼料製造業	二	三	一	二	
	四六	インスタントコーヒ製造業	二・五	三・五	一	三	
	(略)	果実酒製造業	一・五	二・五	一	二・五	
	(略)	三九	冷凍調理食品製造業	四	八・五	一	四・五
	(略)	三八	あん類製造業	三・五	九	一	四
	(略)	三四	穀類でんぷん製造業	三	六・五	一・五	三
(略)	二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	三	六	一・五	三	
(略)	二八	米菓製造業	三	七・五	一・五	四・五	

(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、三とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、二・五とする。
	一・五	二		一		一	一
	二・五	三		一・五		二	二
	一	一		一		一	一
	一・五	一・五		一・五		一・五	一・五
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、三とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(二)の値は、二とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、二・五とする。		(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、二・五とする。 (二) 第三欄(一)の値は、二・五とする。 (三) 第三欄(二)の値は、二・五とする。 (四) 第三欄(三)の値は、二・五とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、三とする。

(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、三とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は、二・五とする。
	一・五	二		一		一	一
	三	三		二・五		二・五	三
	一	一		一		一	一
	一・五	二		一・五		一・五	一・五
						工程及びりん化合物製造は、第三欄(一)の値は、二・四とする。	

一五一 (略)	自動車タイヤ・ チノープ製造業	一・五	二・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
一四九 (略)	コークス製造業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。
一四二 (略)	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む)	二	三・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二とする。
一三九 (略)	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三・五とする。
一三八 (略)	合成香料製造業	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三・五とする。
一三三 (略)	医薬品製剤製造業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。
一三二 (略)	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	四	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二・五とする。

(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、二とする。

(二) 医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限り)に於けるものは、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八・二・五とする。

一五一 (略)	自動車タイヤ・ チノープ製造業	一・五	二・五	一	二	
一四九 (略)	コークス製造業	一	二	一	一・五	
一四二 (略)	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む)	二	三・五	一	二	
一三九 (略)	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	二	三・五	一	二	
一三八 (略)	合成香料製造業	二	三・五	一	二	
一三三 (略)	医薬品製剤製造業	一	二・五	一	一・五	
一三二 (略)	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	六	一	一・五	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限り)に於けるものは、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八・二・五とする。

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
三	三		四
—	—		—
二・五	三		二
(一)は出入水の大坂湾及び此の排出水に流すものも除く(四)に掲げるものは三欄とする(二)は	れ及び排出水の大坂湾及び此の排出水に流すものも除く(四)に掲げるものは三欄とする(二)は	(一)の排出水に流すものも除く(四)に掲げるものは三欄とする(二)は	(一)の排出水に流すものも除く(四)に掲げるものは三欄とする(二)は

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
四	四・五		四
—	—		—
四	三・五		二
			自動車・同付属品製造工程による表面処理施設を設けるものは三欄とする(一)は

(略)	二二九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	四・五		八		
	二		一		
	三		四・五		
<p>大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、五とする。</p> <p>大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、五とする。</p> <p>(一) 他、この標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できるものより高度に下水を除去できないもの、高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p> <p>(二) 高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p> <p>(三) 高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p> <p>(四) 高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p>					

(略)	二二九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	五		八		
	二		一		
	三		五		
<p>(一) 他、この標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できるものより高度に下水を除去できないもの、高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p> <p>(二) 高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p> <p>(三) 高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p> <p>(四) 高濃度のりんすを含有する汚水を多量に受け入れる処理するもの(標準活性汚泥法その方法より高度に下水を除去できないもの)に限り、かつ、(四)に掲げるものを除く。(1)及び(2)の第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、四・五とする。</p>					

